

低入札価格調査判断基準

令和元年6月18日 土木部長

低入札価格調査制度実施運営要領第6条第4項に基づく調査判断基準を次のとおり定める。

1 数値的判断基準

最低価格入札者等の積算にかかる諸費目の金額が、予定価格算出の基礎となった諸費目に係わる金額（以下「設計金額」という。）に対し、次の各号の一に該当するときは、当該入札は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるもの」とみなす。ただし、工事の性質上当該各号の規定を適用することが適当でないと認めるときは、数値的判断基準を定めないことが出来るものとする。

- (1) 直接工事費は、設計金額の90%（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%）未満であること。
 - (2) 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の80%未満であること。
 - (3) 現場管理費は、設計金額の80%未満であること。
 - (4) 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の30%未満であること。
- ※ 直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。

2 その他の判断基準

前項の数値的判断基準によるもののほか、次の各号の一に該当するときは、当該入札は「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるもの」とみなす。

- (1) 各種調査表が全部又は一部でも提出されないこと
- (2) 入札時に提出した工事費内訳書と、各種調査表の記載内容が整合していないこと。
- (3) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合。
- (4) 工事の手抜き等による品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合。
- (5) 入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていない場合
- (6) 入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格でないと認められる場合
- (7) 入札金額の積算において、建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- (8) 関係法令、仕様書、契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- (9) 低入札価格調査において、発注者に対する合理的な説明がなされない場合
- (10) 発注者が求めるすべての資料が全て提出又は提示されない場合

3 適用

この判断基準は、令和元年7月1日以降に公告又は指名の通知を行う工事から適用する。